

新型コロナウイルス感染症に係るイベント等の開催及び 公共施設の利用制限への対応方針

国における新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針、愛知県における「警戒領域」での感染防止対策、愛知県の感染状況等を踏まえ、市の主催するイベント等の開催及び公共施設の利用制限については、令和3年3月22日（月）から下記の方針で対応を行う。

記

1 イベント等の開催について

イベント等の開催制限の目安について、4月11日（日）までは下表のとおりとし、感染リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期する。なお、開催に当たっては、「イベント開催における新型コロナウイルス感染症対策運営マニュアル」を参考に、感染防止対策を講じた上で開催する。

人数制限 の目安	5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方
-------------	----------------------------

2 公共施設の利用制限について

公共施設について、国が公表した「業種別ガイドライン」等に基づく感染防止対策を徹底した上で、原則、利用制限を解除する。

なお、これまで実施している新型コロナウイルス感染症を理由にキャンセルした場合の使用料、利用料の全額還付の取扱については、当面の間、継続する。